

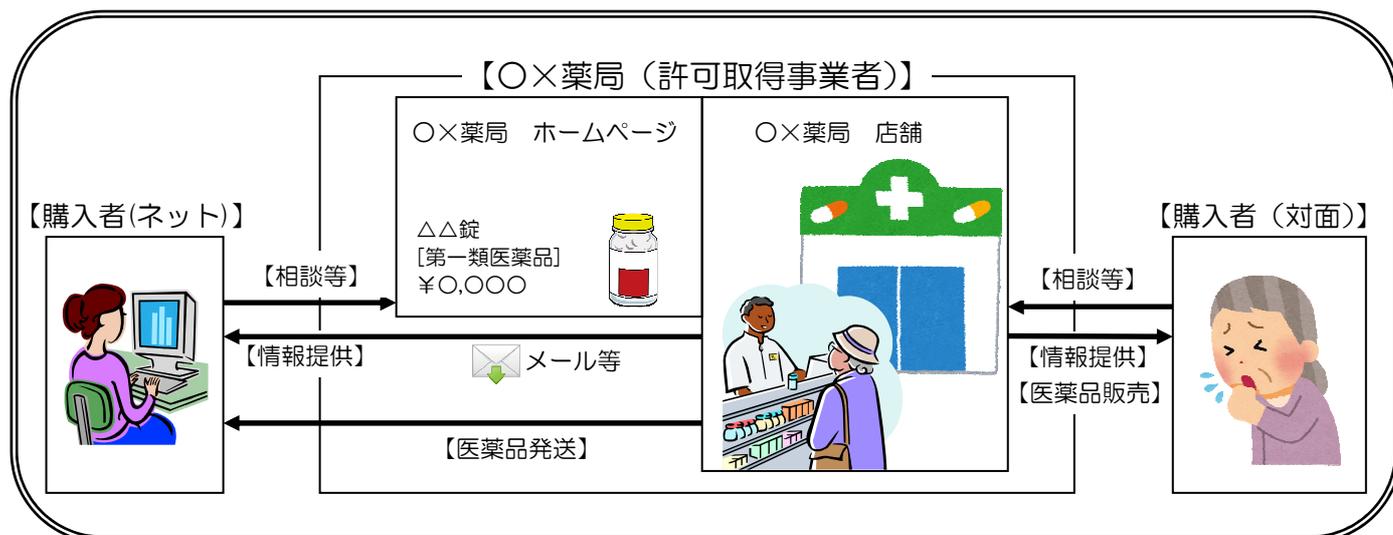
インターネット販売による一般用医薬品の安全・安心を確保するために

～インターネットによる一般用医薬品販売は新たなルールに則って行うことが必要です～

平成26年6月12日、改正薬事法が施行され、一般用医薬品のインターネット販売のルールが整理されます。一般用医薬品のインターネット販売は、新たなルールの下、専門家による情報提供を適切に行った上で実施することが求められます。

Point！ インターネット販売の基本的ルールを確認しましょう。

- ・一般用医薬品のインターネット販売は、許可を受けた薬局・薬店（店舗販売業）が行います。
- ・一般用医薬品のインターネット販売では、実際の店舗に貯蔵・陳列している製品を販売します。



Point！ 販売HPの整備を行いましょ。

- ・インターネット販売を行う際は、ホームページに掲載しなければならない事項があります。

【HP掲載事項 主なもの】

- ・店舗の名称
- ・店舗の写真（外観、医薬品の陳列状況）
- ・勤務している専門家（薬剤師・登録販売者）の氏名、担当業務等
- ・許可証の内容等（許可番号、開設者名、所在地等）
- ・営業時間外を含めた連絡先
- ・販売する医薬品の使用期限
- ・販売する医薬品のリスク区分
- ・・・等

Point！ 販売HPアドレスは公開されます。

- ・販売を行うホームページのアドレス（URL）は、厚生労働省のホームページに掲載されます。

Point！ 医薬品の効能・効果を保証するようなレビューは禁止です。

- ・購入者による医薬品に関するレビューや口コミの掲載は禁止されます。
（接客態度等、医薬品の効能・効果に関すること以外の事項を除きます。）

Point！ 閉店後に薬事監視が確実に行われるための仕組みを整える必要があります。

- ・店舗閉店後にインターネット販売のみを行う時間帯がある場合は、東京都が薬事監視を確実に定める仕組み（TV電話、電子メールによる写真の送信等）の整備が必要です。

Point! インターネット販売が可能な一般用医薬品を確認しましょう。

- ・ 医薬品の専門家（薬剤師・登録販売者）による販売を行います。
- ・ 一般用医薬品のリスク分類により、対応する専門家が異なります。

	一般用医薬品		
	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
	特にリスクが高い医薬品	リスクが比較的高い医薬品 (特に注意を要するものを 指定第2類医薬品とする。)	リスクが比較的低い医薬品
対応する専門家	薬剤師	薬剤師・登録販売者	薬剤師・登録販売者
販売時の情報提供	義務	努力義務	努力義務

要指導医薬品(ダイレクト OTC、スイッチ直後品目、毒薬、劇薬)及び医療用医薬品はインターネット販売できません。

Point! 専門家による情報提供が必要です。

- ・ 専門家（薬剤師、登録販売者）が購入者の状況に応じた適切な情報提供を行います。

Step 1
使用者の状態等の確認



【購入者】

○×薬局ホームページ

性別 男性 女性

年齢 才

...

[気になる事項]

副作用が出たらどうしたらいいですか？

【確認事項】

- ・ 性別、年齢
- ・ 症状
- ・ 副作用歴の有無やその内容
- ・ 医療機関の受診の有無やその内容
- ・ 妊娠の有無、授乳中であるか否か
- ・ その他気になる事項

等

Step 2
使用者の状態に応じた個別の情報提供等



【専門家】

●●様

△△錠は、1日3回、食後にお飲みください。
このお薬を3日間以上服用しても症状が改善されない場合は、他の原因が考えられますので、下記連絡先にご相談いただくか、医療機関を受診してください。
...

その他、疑問点がございましたらご連絡ください。
上記内容を理解し、追加の疑問点がないようでしたら、その旨ご連絡ください。
(ご連絡を頂いてから発送します。)

○×薬局 薬剤師△△ △△
(TEL000-0000)

【情報提供事項】

- ・ 用法・用量
- ・ 服用上の留意点
(飲み方や、長期に使用しないことなど)
- ・ 服用後注意すべき事項 (○○が現れた場合は使用を中止し、相談することなど)
- ・ 再質問等の有無

等

Step 3
提供された情報を理解した旨等の連絡



【購入者】

○×薬局様

提供された情報を理解しました。
その他の疑問点はありません。



医薬品発送